



## 一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

平成30年7月分

番号	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要
1	平成30年7月23日	北星交通 株式会社 (法人番号1420001009484) 代表者 下山 清司	青森県 弘前市大字 茂森新町 四丁目 17番地1号	本社営業所	青森県 弘前市大字 茂森新町 四丁目 17番地1号、 14番地17号	輸送施設の使用停止 (60日車)	道路運送法 第27条第3項	平成30年5月10日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、1件の違反が認められた。 (1)自動車検査証の有効期間の更新違反 (旅客自動車運送事業運輸規則第45条) (道路運送車両法第58条第1項)
2	平成30年7月23日	株式会社 県南タクシー (法人番号9400501000111) 代表者 伊藤 利幸	岩手県 一関市大手町 7番地26号	本社営業所	岩手県 一関市大手町 28番地1号、 一関市大町 地主町901 街区12号	輸送施設の使用停止 (130日車)	特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法 第16条の4 第1項、 道路運送法 第27条第3項	平成30年5月17日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、7件の違反が認められた。 (1)運賃届出違反 (特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第16条の4第1項)、 (2)疾病・疲労等のおそれのある乗務 (旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項)、 (3)運転者に対する指導監督違反 (旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)、 (4)初任運転者及び高齢運転者に対する指導監督違反 (旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)、 (5)初任運転者及び高齢運転者に対する適性診断受診義務違反 (旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)、 (6)点検整備の実施違反 (旅客自動車運送事業運輸規則第45条) (道路運送車両法第48条)、 (7)自動車検査証の有効期間の更新違反 (旅客自動車運送事業運輸規則第45条) (道路運送車両法第58条第1項)
3	平成30年7月27日	株式会社 ミナト高橋新蔵商店 (法人番号2370801000259) 代表者 高橋 英昭	宮城県 名取市 増田三丁目 3-8	ミナト太白 営業所	宮城県 仙台市太白区 東中田四丁目 373-3	文書警告	道路運送法 第27条第3項	平成30年7月27日、公安委員会からの通知を端緒として監査を実施した結果、1件の違反が認められた。 (1)運転者に対する指導監督違反 (旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)